

申請書類・添付書類は事由等により異なります。ご不明な方はお問合せ下さい。

神奈川県私学振興課助成グループ045(210)3793

提出書類一覧表

◎…提出必須 ○…いずれかを提出 △…該当する場合にのみ提出

	提出書類	添付書類 (いずれもコピーで可) ・留意事項		
1	高校生等奨学給付金受給申請書 (第1号様式)	在学証明書は、認定基準日(家計急変した翌月の1日)を記載※家計急変事由が7月1日以前の場合は7月1日		◎
2	在学証明書(第1号様式別添または学校様式)	第1号様式 裏面の学校使用欄を使用した場合は不要		△
3	振込先登録用紙(第2号様式)	振込口座番号が分かる通帳ページ		◎
4	家計急変理由書(様式A) この理由書に右の書類を添付	給与所得者	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、減額通知書、診断書等	○
		個人事業者	廃業等届、破産宣告通知書、公的支援金受給証明書、診断書等	
		離婚	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、離婚届受理証明書	
5	家計急変前の収入を証明する書類	<保護者等全員分(父母がいる場合、父母2名分)> 令和5年度の次のいずれか(非課税世帯証明は不可) ・市民税・県民税課税証明書 ・市民税・県民税特別徴収税額通知書 ・市民税・県民税税額決定・納税通知書		◎
6	家計急変後の収入を証明する書類(様式B、勤務先作成の任意様式いずれか)(※1) この様式に右の書類を添付	給与所得者	勤務先が証明書を作成できない場合は、給与明細書、賞与支給明細書等(※2)	○
	家計急変後の収入を証明する書類(税理士または公認会計士作成の証明書、証明書がない場合は様式Cに右の書類を添付)(※1)	個人事業者	・必要経費がわかる帳簿等(※2) ・税理士、公認会計士が作成した証明書等がない場合で、所得の種類が複数ある方は様式Cの補完書類として、(様式C 別添)を所得の種類ごとに作成し、根拠となる書類とともに提出	
7	扶養誓約書(様式D) この様式に右の書類を添付	記載した家族全員分の健康保険証(※3) (保険証等コピー貼り付け台紙に貼付)		◎
8	収入状況申立書(様式E)	無収入の期間があり、証明の手立てがない方のみ提出		△
9	委任状(権限委譲用)	振込先指定口座が保護者等や生徒本人の場合は不要		△
10	委任状(未済用)	学校納付金に未済がない場合は不要		△

(※1) 家計急変月を含む連続した最低3月分以上を記載してください。

(※2) 家計急変月を含む連続した最低3月分以上の給与明細書の提出(個人事業者の場合は帳簿等)が必要です。賞与の支払があった場合には、合わせて提出してください。ただし、勤務先、税理士、公認会計士が作成した証明書を提出する場合には、添付書類は不要です。

(※3) 保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒く塗りつぶしてください。

支給額（詳細）

(単位：円)

区分	全日制・定時制			通信制		専攻科
	生活 保護	非課税		生活 保護	非課税	非課税
		第1子	第2子			
家計急変世帯対象給付 8～3月分※8か月分		91,733	101,333		34,733	34,733
家計急変世帯対象給付 9～3月分※7か月分		80,266	88,666		30,391	30,391
家計急変世帯対象給付 10～3月分※6か月分		68,800	76,000		26,050	26,050
家計急変世帯対象給付 11～3月分※5か月分		57,333	63,333		21,708	21,708
家計急変世帯対象給付 12～3月分※4か月分		45,866	50,666		17,366	17,366
家計急変世帯対象給付 1～3月分※3か月分		34,400	38,000		13,025	13,025

※ 7月2日以降が家計急変の事象発生日の場合の早見表です。

※ ・申請する高校生等以外に、15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、第2子の給付額になります。

・複数の高校生等がいる場合には、1人目の高校生等は第1子の給付額、2人目以降の高校生等は第2子の給付額になります。(通信制又は専攻科の高等学校等に通う高校生がいる場合には、兄弟の順番にかかわらず、通信制又は専攻科の学校に通う高校生等は通信制又は専攻科の給付額、全日制・定時制以外の学校に通う高校生等は第2子の給付額となります。)

<認定基準日について>

- ・ 令和5年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和5年7月1日を認定基準日とします。
- ・ 令和5年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月(家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月)の1日を認定基準日とします。

(例)

家計急変事由発生日	認定基準日	備考
令和5年4月10日	令和5年7月1日	家計が急変した日が令和5年7月1日以前の場合、認定基準日は令和5年7月1日となります。
令和5年8月5日	令和5年9月1日	家計が急変した日が月の初日以外の場合は、家計が急変した月の翌月の1日が認定基準日となります。
令和5年10月1日	令和5年10月1日	家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月の1日が認定基準日となります。